

西区社会福祉施設連絡会 会則

第一章 総則

(名称)
第1条

本会の名称は、西区社会福祉施設連絡会とする。

(事務所)
第2条

本会は、事務局を社会福祉法人 大阪市西区社会福祉協議会内に置く。

(組織)
第3条

本会は、区内の社会福祉関係施設をもって組織する。

第二章 目的及び事業

(目的)
第4条

本会は、区内の施設相互間の連絡調整と共同活動を推進し、施設の事業内容の充実発展と地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(事業)
第5条

本会は、前条の目的を達成する次の事業を行う。

- ア 施設相互間の連絡調整に関すること。
- イ 施設職員の学習会・研修会の開催に関すること。
- ウ 施設と地域社会の連携に関すること。
- エ 関係官公庁、団体との連絡調整の促進に関すること。
- オ その他、目的達成に必要な事業に関すること。

第三章 役員

(役員)
第6条

本会には、次の役員をおく。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 会計 1名
- 監事 1名

(役員を選出)
第7条

会長、副会長並びに監事については、総会において会員の互選により決定する。

(役員の仕事)
第8条

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、これを補佐する。
- 3 会計は、本会の財務を管理し、出納の実務を遂行する。
- 4 監事は、本会の事業運営及び財務を監査する。

(役員の任期)
第9条

- 1 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後も、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第四章 会議

(役員会)
第10条

役員会は、本会の議決機関とする。
定期総会は年1回とし必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第五章 会計

(経費)
第11条

- 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 1 本会の会費はつぎのとおりとする。
 - ア 年額1,000円
 - イ 臨時会費 役員会で決定し必要に応じて徴収する。

第六章 その他

(諮問)
第12条

会長は必要と認めるときは、役員会以外の者の意見を求めることができる。

(会則の変更)
第13条

本会の会則は、役員会の議決を経て変更することができる。

付則

この会則は平成14年1月29日から施行する。
この会則は平成17年4月1日から改正する。